

新たな会員（会費）区分の創設について

1. 背景

- 1) 近年、本学会では退職された会員の脱会が目立つ状況である。退職を迎えられた会員の退会は、単に会員数の減少との意味だけでなく、会員がそれまでに培われてきた知識及び経験が損なわれてしまうという意味においても、本学会にとって大きな損失と考えられる。実際に、査読者や個別報告座長の選定の際に不都合が生じる事態にもなっている。
- 2) 一方で、職を離れた状況の下では、学会費の支払が負担となり、脱会せざるを得ないと状況も十分理解しうるものである。
- 3) そこで、これまで本学会の活動にご協力いただいた会員が退職を期にした退会希望を再考いただく目的で、新たな会員区分の創設及びその会費について以下の通り提案する。

2. 新たな会員（会費）区分についての事務局案

- 1) これまで本学会においてご協力・ご貢献いただいた経験豊富な会員のうち、次の2)の要件を満たす正会員に対し、引き続き学会活動にご協力をいただくことを目的に、会費を減額する。
- 2) 具体的には、以下の条件を満たす会員について、自らの申請に基づき、学会事務局が「シニア会員」と認定し、認定の翌年度以降の年会費を3,000円とする。
 - (1) 申請の時点で65歳以上かつ過去に5年以上正会員として在籍していること
 - (2) 常勤職についていないこと
 - (3) 申請の時点で会費が完納されていること
- 3) 次年度（2017年度※）から運用開始とする。
※事業年度は4月1日から翌年3月31日までである。
- 4) なお、会員区分については会則に記載が無いため、会則の変更は不要であるが、会費の額については、総会での議決が必要となっている。

上記内容は2016年度臨時総会にて承認

新たな会員（会費）区分の創設にかかわる追加提案

1. 提案の趣旨

現行の「シニア会員」と同様の扱いを適用した方がのぞましいと思われる会員がいる可能性があることに配慮した規定を追加。

2. 提案内容

現行の「シニア会員」の要件（別紙の2の2）に、会員からの申し出にもとづき、「その他、役員会が特に認める者」を追加する。

以 上

上記内容は2017年度総会にて承認